

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書（投資信託説明書）の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る手数料等について

当ファンドに係る当社のお申込手数料は、お申込日の基準価額に申込口数が50万口未満は3.15%（税抜3.00%）、50万口以上1,000万口未満は2.1%（税抜2.0%）、1,000万口以上は1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額となります。

当社では償還乗換等優遇制度があります。この制度を利用しますと償還金等の範囲内で新たに購入する投資信託に係る募集・販売手数料が無手数料となります。詳しくは当社の取引ルールをご覧ください。上記以外の手数料・費用等については、目論見書（投資信託説明書）をご覧ください。

当ファンドに係るクーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては**証券総合取引口座**の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 岡三オンライン証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号

本店所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座三丁目9番7号

加入協会 日本証券業協会・社団法人金融先物取引業協会

資本金 70億円（平成22年9月30日現在）

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成18年1月

連絡先 コールセンター

フリーダイヤル：0120-503-239（携帯、PHSからは03-5646-7532）

受付時間：月～金 8：00から17：00まで（年末年始および祝日を除く）

※この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、この頁の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。

※この頁の情報の作成主体は岡三オンライン証券株式会社であり、作成責任は岡三オンライン証券株式会社にあります。

日本新興市場成長株オープン

追加型投信/国内/株式

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2011年1月6日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券(株式・中小型株))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の内容は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号
 設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:10,099億円
 (資本金、純資産総額は2010年11月30日現在)

照会先

[フリーダイヤル]

0120-048-214

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

中央三井アセット信託銀行株式会社

●この目論見書により行う日本新興市場成長株オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年7月2日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成22年7月3日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●当ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

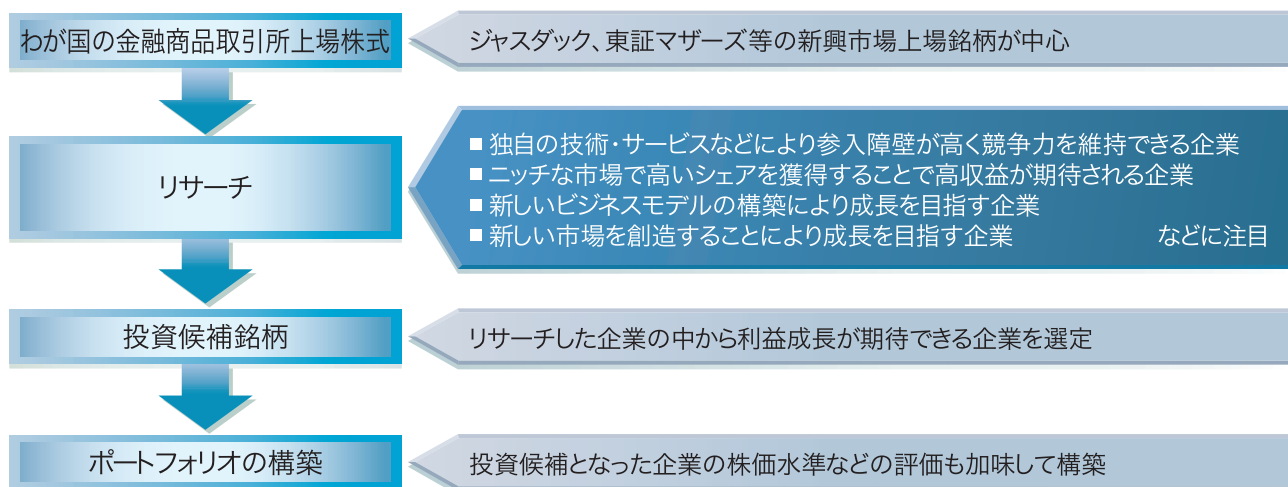
●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

〈ファンドの目的〉

日本新興市場成長株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定の株式を含みます。)に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

〈ファンドの特色〉

- 運用にあたっては、ジャスダック、東証マザーズ等の新興市場上場株式中心に投資を行います。
なお、新興市場以外の株式を組入れる場合は、取得時の株式時価総額が2,000億円以下の銘柄とします。
- ボトムアップ・アプローチにより、利益成長が期待できる銘柄を選定します。
- 投資銘柄の選定にあたっては、
 - ① 独自の技術・サービスなどにより参入障壁が高く競争力を維持できる企業
 - ② 新しいビジネスモデルの構築により成長を目指す企業
 - ③ 新しい市場を創造することにより成長を目指す企業
 - ④ ニッチな市場で高いシェアを獲得することで高収益が期待される企業などに注目し、株価水準などの評価も加えてポートフォリオを構築します。



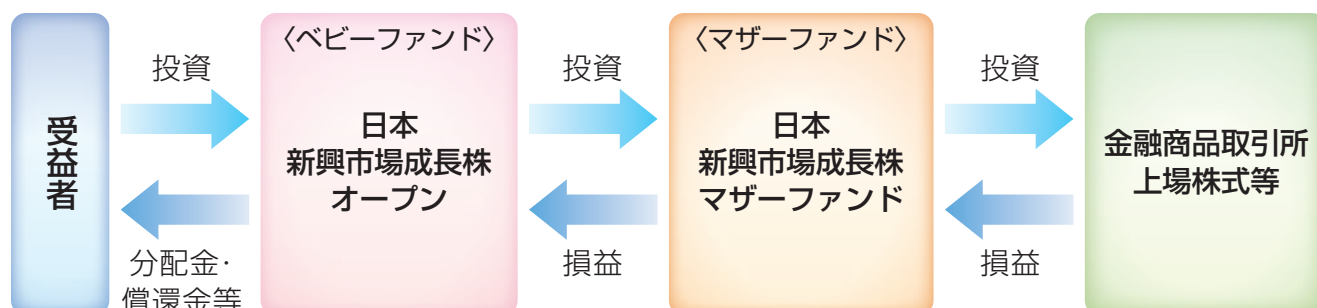
- 株式の実質組入比率は高位としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを低めることがあります。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

日本新興市場成長株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。



分配方針

毎年4月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、基準価額が当初元本(1口当たり1円。以下、同じ。)を超えている場合は、当初元本を超える額の50%程度を目処に分配金額を決定します。
- 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。

※ 分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

〈基準価額の変動要因〉

当ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入れた国内の株式の価格の下落、発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

主な変動要因

● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

● 信用リスク

有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券等の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

● 流動性リスク

有価証券の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

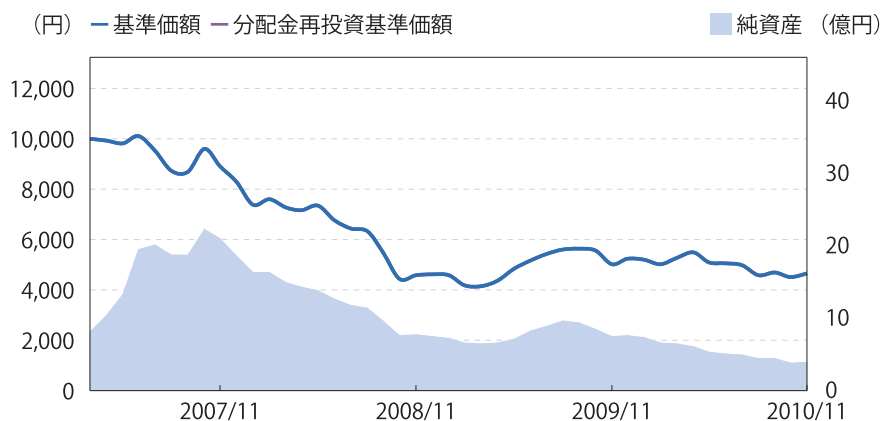
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

2010年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

分配金の推移

2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	83.45%
その他資産	16.55%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別比率 (日本新興市場成長株マザーファンド)

業種	純資産比率
サービス業	28.32%
情報・通信業	18.78%
電気機器	10.79%
機械	9.02%
小売業	8.13%

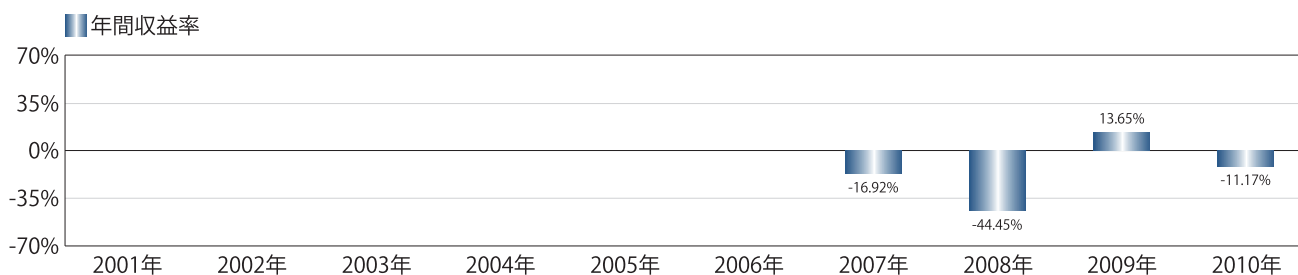
※組入上位5業種です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄 (日本新興市場成長株マザーファンド)

銘柄名	業種	純資産比率
楽天	サービス業	5.35%
カカココム	サービス業	4.55%
エムスリー	サービス業	3.52%
サイバーエージェント	サービス業	3.25%
メッセージ	サービス業	3.20%
日特エンジニアリング	機械	3.19%
ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	3.08%
スタートトゥデイ	小売業	3.03%
朝日インテック	精密機器	2.99%
ビットアイル	情報・通信業	2.90%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2007年はファンドの設定日から年末まで、2010年は11月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、各年末の基準価額から前年末の基準価額を控除した額に年間の分配金累計を加算した額を、前年末の基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購入単位	<p>「分配金受取りコース」 1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位</p> <p>「分配金再投資コース」 1万円以上1円単位</p> <p>※販売会社が別に定める購入単位がある場合は、当該購入単位とします。取扱いコース及び購入単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にてご確認ください。</p>
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	<p>販売会社の定める期日までにお支払い下さい。</p> <p>※詳しくは販売会社にてご確認ください。</p>
換金単位	<p>販売会社が定める単位とします。</p> <p>※詳しくは販売会社にてご確認ください。</p>
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。
購入の申込期間	平成22年7月5日から平成23年7月4日まで
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	平成19年4月13日から、平成29年4月12日です。
繰上償還	受益権口数が5億口を下回るようになった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年4月12日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	<p>年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。</p>
信託金の限度額	5,000億円
公告	<p>日本経済新聞に掲載します。</p> <p>※平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。</p> <p>委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.okasan-am.jp</p> <p>なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>原則として、益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。</p> <p>税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p>

〈ファンドの費用・税金〉

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額 × 購入口数 × 3.15% (税抜3.0%) (上限) ※詳しくは販売会社にてご確認下さい。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年1.659% (税抜1.58%) (上限)				
	基準価額 (1万口当たり)	信託報酬率 (%)	内、委託会社 (%)	内、販売会社 (%)	内、受託会社 (%)
	10,000円以上のとき	年1.659(税抜1.58)	年0.84(税抜0.80)	年0.735(税抜0.70)	年0.084(税抜0.08)
	9,000円以上 10,000円未満のとき	年1.449(税抜1.38)	年0.63(税抜0.60)	年0.735(税抜0.70)	年0.084(税抜0.08)
	9,000円未満のとき	年1.344(税抜1.28)	年0.525(税抜0.50)	年0.735(税抜0.70)	年0.084(税抜0.08)
その他費用・ 手数料	監査費用: 純資産総額に対し年0.0105% (税抜0.01%) ----- 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。				

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用は除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※当ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税金

・税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

・個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年11月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。